

京都大学	博士（文学）	氏名	南 翔一朗
論文題目	カントの道德神学における神と人間		
<p>（論文内容の要旨）</p> <p>本研究は『純粹理性批判』（第一版1781年、第二版1787年）から『たんなる理性の限界内における宗教』（1793年、以下『宗教論』と略記）に至るまでの神や神との関係における人間にまつわるカントの言説およびその展開過程を考察することによって、『宗教論』に至るまでの歩みの中でカントの道德神学がどのような仕方でも生み出されてきたのか、またそのような過程全体を突き動かしていた動機はいかなるものであったのかを解明しようとするものである。</p> <p>以下、本論文の概略を述べ、それによって得られた成果を最後に示す。</p> <p>まず、序論においてはカントの宗教哲学に関するこれまでの主要な研究とその問題点を考察しつつ、本研究の方法論や位置づけについて議論を行った。</p> <p>カントの宗教哲学については、近年、多くの論者らによって分析がなされており、またさらにその是非についても評価が行われているが、その解釈や評価については未だ十分な共通理解を得ることができていないように思われる。そのような状況にあつて、本研究が注目したのがウッドによる研究である（Allen W. Wood, <i>Kant's moral religion</i>, Ithaca, Cornell University Press, 1970）。ウッドの研究はテキストの扱い方など、方法論的にはいくつかの点で改善が必要ではあるものの、内容的には本研究にとって非常に重要な位置づけのうちにある。ウッドによるとカントの道德神学は、哲学史的にはデカルトやスピノザ、ライプニッツ、ヘーゲルの系譜にではなく、パスカルやキルケゴールの系譜に位置づけられるべきであり、その本質には人間主体による実存的な決断という契機が存在しているという。</p> <p>以上のような内容理解をウッドと共有しつつ、本研究は以下のような仕方でもカントのテキストにアプローチしている。</p> <p>まず、本研究は考察対象とする主要なテキストを『純粹理性批判』から『宗教論』までに限定し、どのような展開過程の中でカントの宗教哲学が構築されてきたのか、またそのような展開や変遷の背後にはどのような意図が存在しているのかという問いを立てた上で、個々の著作におけるテキストを吟味している。そして、これによって、カントの宗教哲学が根底に持つ思想、カントの道德神学の軸となっている洞察を明らかにすることを試みた。</p> <p>以上のような方法論に基づいて、第一部では「意志（Wille）」と「選択意志（Willkür）」というカント哲学のうちに現れる二つの意志概念に着目しつつ、カントの道德</p>			

哲学およびそれに依拠する宗教哲学が、どのような人間理解を根底に据えているのかという点を解明した。

一般的に、『人倫の形而上学の基礎づけ』（1785年、以下『基礎づけ』と略記）から『実践理性批判』（1788年）までの道徳哲学的著作において、カントは意志とその自由という概念を利用し、人間が自然法則からは自由に、すなわち自律的に道徳法則を欲することができるという議論を展開しており、1793年の『宗教論』になってはじめて道徳法則を拒絶することによって悪へと墮するものとして選択意志とその自由の概念が使用されるようになって考えられてきた。

しかし、実際はすでに『純粋理性批判』の時点でカントは選択意志という概念を用いており、自律的意志の概念よりも先に選択意志とその自由がカントのうちに存していたことがうかがえる。その中で『基礎づけ』や『実践理性批判』という著作を通して自律的意志という概念が成立するのであるが、それに際してもカントは悪へと墮する可能性を秘めたものとしての人間的意志を議論するための余地を残している。例えば、『基礎づけ』において、カントは自律的に道徳法則を欲する意志を「神的意志」などと呼び、これに対して有限な存在者としての人間の意志を「完全に善いとはいえない意志」などと呼んで明確に区別している。さらに『実践理性批判』においてカントは自律的な「純粋意志」に対置するかたちで人間の意志を「選択意志」と呼び、対象による触発を受けることで道徳法則に反する可能性を持つものとしてそれを定義している。このことからわかるように『宗教論』において中心的な役割を演じる「選択意志」はすでに『基礎づけ』や『実践理性批判』にその原型を持っており、『宗教論』において突如として現れた概念ではない。

これらのことを通して明らかになるのは、カントの道徳哲学および宗教哲学を貫く人間観である。カントは人間という存在者を善と悪の間で引き裂かれた存在者として、すなわち善を為すことを本来的に欲しつつも、同時にその有限性によって善を拒絶することをも欲しうる存在者として描き出しており、この点は著作全体を通して一貫している。そして、カントの宗教哲学はこのような人間観を基盤として、引き裂かれた存在者としての人間がなおも道徳的であろうとするときに生じるものとなる。

第二部では、上記のような二重の意志能力の間で引き裂かれた存在者としての人間の信仰の対象として描き出される神という存在者、およびその性質について考察を行った。『実践理性批判』第一部第二篇の「純粋実践理性の弁証論」以降、カントは最高善の概念を足がかりに神と不死を要請するのであるが、その際、最高善という理想を描き出す主体は感性的存在者としての人間であり、カントは理性的有限的存在者としての人間の視点から、その本性に基づいて、神という存在者を表象する。こうして、カントは人間の本性によって生み出される最高善を土台とすることで、神という存在者とその現存在を論じることとなる。しかし、そのような神は最高善を実現する

存在者として、道徳的に完全なる善性を保持していなければならない、まだ同時に幸福を適切に分配するために、自然を完全に支配できる全能者でなければならない。主に第二部第三章では『純粋理性批判』や『実践理性批判』および講義録を補助的なテキストとして用いることによって、カントの道徳神学が伝統的な形而上学の神概念を引き継ぎつつも、上記のような神概念を保持していることを確認した。

第三部では、完全な善性を保持すると同時に全能でもある神という極めて楽観的な神概念を人間が信じるという事態がいかにして可能となるのかという視点から、カント哲学における「信仰」や信仰対象に関する議論の変遷をたどり、カント哲学において信仰という概念がどのような形態へと収斂してくのかを解明した。

『純粋理性批判』から『実践理性批判』を経て『判断力批判』に至るまでの過程において、信仰をめぐるカントの言説は微妙に変遷しており、信仰やそれと密接に結びつく諸概念の定義や関係性について、また信仰の対象に関して、カントは試行錯誤を繰り返している。

『純粋理性批判』以降、カントは信仰を知とは区別しつつも、道徳という普遍的かつ客観的な土台の上に構築することで、なおも客観的なものであり得ることを示そうとしている。こうして、『純粋理性批判』から『判断力批判』に至るまでの変遷の中でも信仰とその対象が客観性を持つものであり、理性を通じてそれらを他者と共有することができるという点は一貫して主張されている。これに対して、問題となるのがその信仰対象の内容である。『純粋理性批判』以降、神と不死が信仰対象であることは変化しないが、道徳および最高善という概念が人間のどの把握形態によるものであるかについては、『純粋理性批判』の段階では明確ではない。また『純粋理性批判』においては、医者による診断や異星人の存在に対しても信仰という語を適用しており、『純粋理性批判』の段階では非常に多岐にわたる対象が信仰概念のもとで理解されている。

これに対し、『実践理性批判』では、「理性の事実」という表現などを通して、事実という語が道徳に対して好んで用いられるようになり、『純粋理性批判』の時点では明確ではなかった道徳法則の把握形態を明確化しようという姿勢が顕著に見られるようになる。さらに『判断力批判』にいたって、カントは道徳およびそれと密接に結びついている自由を事実の事柄と宣言し、これに対して、最高善は信仰の対象であると言う。こうして、『純粋理性批判』以降、変遷を繰り返してきた信仰に関するカントの論述は『判断力批判』において一定の形態へと収束していくこととなり、最終的に最高善・神・不死の三つの概念のみが信仰の対象に区分されることとなる。

そして、上記の信仰概念およびその対象についてのカントの見解にもとづいて、ウッドが指摘したカントの宗教哲学がもつ実存的契機をさらに具体的に示すことができる。意志および選択意志についての考察においても明らかのように、カントは人間を引き裂かれた存在者として描き出し、その人間が道徳的であろうと自覚するとき神

や不死といった対象が要請されると考えるのであるが、『判断力批判』にいたってこれに加えて最高善も信仰の対象とされることによって、カントの道德神学が最高善に対する信仰、すなわち徳と福の一致が生じるという信仰に始まり、そこから神や不死がさらなる信仰対象として引き出されるということが明らかとなる。そしてそれは、この世の悪という現実にもかかわらず、最高善を、またそれを実現する存在者としての神を信じるという選択であり、そのような意味でカントの信仰概念は逆説的な決断という性質を一側面としてもっていると言える。

第四部では、上記の成果をもとにしつつ、『宗教論』における贖罪の問題と倫理的公共体（教会論）の問題にアプローチし、カントの宗教哲学がさらなる宗教的主題に対して、具体的にどのような議論を展開しているかを明らかにした。

贖罪や恩寵の問題に関して、カントの論述はやや錯綜しており、これまでの研究においても、カントの宗教哲学における贖罪や恩寵の有無およびその是非については議論が分かれている。本研究においては、どのような仕方でカントがこの問題に対処しようとしているのか、カントがそれに際してどのような方法を採用しているのかという観点から分析を行った。

基本的に、悪からの脱却は人間の自由に基づいて自力でなされるべきであるとカントは考えているが、すでに犯された悪の償いの問題に関しては、義務の履行がいかなる道徳的余剰も生み出すことはないとして、功德を積むことによって、その功績でかつての悪の埋め合わせをするという考え方を否定している。したがって、かつての悪を処理し、道徳的な善性を獲得する必要があるのだが、これに関してカントは人間の自我を分割することによって自我の同一性を大幅に手放し、そうすることで、回心後の自我が叡智的には別の人格であり、それゆえに新しい心術については無責であることを論証しようとする。ただし、この方法とそこにおける議論については、なおも不十分な点が残っているように思われる。これについてはウッドによる「神の恩寵の要請」という解釈の問題と課題を示しつつ、カントにおける恩寵の問題を明らかにするためには、叡智界と感性界の関係性についてさらに分析を行う必要があるということを考察によって明らかにした。

またさらに、『宗教論』第三篇において、カントは個々の道徳的主体が連帯し、一つの共同体を形成する必要性を説く。これが倫理的公共体であり、カントは教会や神の民という呼称も与えているが、重要なのはその論拠である。カントは倫理的公共体の形成を促す論拠として、それによって最高善が促進されるという点を挙げており、さらにそれに際して、カントは最高善の促進が一種の義務であるという宣言を行っている。これに類する発言は、すでに『実践理性批判』においても見いだされるものの、ベック（Lewis White Beck）などによって最高善の促進を義務とする旨の発言はカントの不注意によるものであり、非カント的なものと解されてきた。しかし、ベックの解釈に反し、カントは『判断力批判』以降、義務としての最高善の促進という主

張を先鋭化させ、最終的に『宗教論』においては、それを「アプリアリな総合的実践的命題」や他の諸義務とは区別されるが、個々の義務とは別の次元に確かに存在する一つの義務として定式化している。

そして、この『宗教論』第三篇における議論によって、カントの道德神学はさらなる実存的性格を持つこととなっている。先に見た最高善および神への信仰は、あくまでも思惟レベルにとどまっており、最高善や神は一つの理論的命題として人間に受け入れられるものにすぎなかった。これに対して、最高善の促進を義務としてとらえる『宗教論』第三篇は、神への信仰を思惟レベルのみならず、行為レベルにおいても要求しており、本来的には神の業である最高善の実現や促進を人間自身に担うように求めるものとなっている。このように、『宗教論』第三篇の議論は、それぞれの信仰者および信仰共同体に対して、世界に関わり、世界を改善していくことによって、神の業に携わり、それに身を捧げるという選択および決断をも求めるものとなっている。

以上のことから明らかなように、カントの道德神学という試みは、全体を通して人間に実存的な決断や参与を求めており、これに依拠するかたちで成立している。すなわち、『純粹理性批判』以降、部分的には変遷を経験しつつも展開していくカントの宗教哲学の根本には、宗教とは道德的ではあるが有限な存在者としての人間が道德的に善くあらうとするときに必然的に生じるものであり、神をはじめとする宗教哲学的概念はそのような人間の道德的決断とその営みの中で生起するものだというカントの確信が横たわっている。そしてこれが本論文全体を通して明らかにされた本論文の成果であると考えられる。

(論文審査の結果の要旨)

カントは、哲学思想はもちろん、19世紀以降の思想世界全体に対して決定的な影響を及ぼした偉大な思想家であるが、キリスト教思想・神学もその例外ではない。カントの影響はキリスト教思想の随所にしかも深いレベルに及んでおり、たとえば、20世紀におけるプロテスタント神学の大きな転換（弁証法神学運動）もカントとの関わり抜きには理解できない。しかし、カントの思想的意義の内実については、宗教思想研究またキリスト教思想研究でも、さまざまな解釈が存在し、その評価も多様である。特に『たんなる理性の限界内における宗教』（以下、『宗教論』）をめぐり、研究者はいまだ十分な共通認識に至っていないのが現状である。

本論文は、この重要かつ困難な研究テーマに対して、研究の方法論を吟味した上で、カントの難解なテキストを緻密に読解することによってアプローチし、カントの宗教哲学思想について「道徳神学における神と人間」という視点からの解明を試みた意欲的な論考であり、序論と結論以外に、各4つあるいは5つの章を含む四部から構成されている。近年の主要な先行研究を参照しつつ明確な問題設定がなされているだけでなく、まずカントのテキストから中心的な概念と諸概念の相互連関を取り出し、次にそれらの展開過程を追跡するという分析方法は、きわめて説得的である。こうして提出された結論は、カント思想を理解する上で重要なものであるが、以下においては、本論文の注目すべき内容から、特に重要なものを取り上げることにしたい。

第一に本論文では、錯綜した先行研究を系統的に整理し、その上で、読解の基本方針と研究方法が立てられている。すなわち、カントの宗教哲学については、『実践理性批判』の分析論と弁証論の間に、あるいは『宗教論』の前後に大きな断絶が存在し、これに関しては、それぞれの断絶以前にほぼ完璧に確立されていたカントの思想が時勢への妥協などによる変質の結果、そこに断絶が生じたという解釈がしばしばなされてきた。これに対して本論文では、中心概念と諸概念のネットワークの緻密な展開プロセスを吟味することによって、断絶と言われるものは、カントの思想的な揺らぎ、試行錯誤の過程を示すものであって、カント思想の本質的変化を意味するものではないことが論じられる。カント宗教哲学を大きな試行錯誤のプロセスとして解釈するという基本方針を立て、それを首尾一貫して遂行することによって、カントのテキストが現にそのように読みうることを示したことは、カント宗教哲学研究に対する本論文の重要な寄与と言える。

第二に、本論文の方法論の成果として、第一部「実践哲学における神と人間」の議論を紹介したい。カントの実践哲学では、道徳法則を可能にする自律的な意志（Wille）とその自由が有名であるが、『宗教論』においてはこの意味の意志は姿を消し、その代わりに、道徳法則に従うか否かを決める選択意志（Willkür）とその自由が問題化する。先行研究ではここに断絶を見るものが多く存在しているのに対して、本論文では、選択意志という用語は、自律的な意志の登場に先だって、すでに『純粹理

性批判』において、感性的な触発を受け対象を欲する能力として現れており、『人倫の形而上学の基礎づけ』（以下、『基礎づけ』）における自律的意志の誕生後に一旦姿を消すが、不完全な「人間の意志」として実質的には存在し続けていることが示された。このように見ると、『宗教論』の選択意志論は『基礎づけ』の延長線上に位置するものであって、カントの実践哲学から宗教哲学への展開過程において一貫しているのは、自律的意志と選択意志という「意志の二重性」であることが明らかになる。論者は、この意志の二重性には、「欲する」と「べし」の二重性あるいはその乖離の下に生きる人間という現実的な人間理解が存在することを指摘する。このようなカントの人間論は、キリスト教思想の中にカントを位置づけ、またカントを後の実存思想との関連で論じる上で、きわめて示唆的である。

第三に、本論文ではカント哲学がその革新的意義にもかかわらず、伝統的な形而上学、特に神理解を前提とし、それを批判的に継承していることが随所で示されている。これは最高善をめぐる魂の不死と神の現存在の議論を含むカントの宗教哲学とキリスト教思想との関係を考える上で決定的な意味をもっており（第二部）、従来の研究では十分に整理できなかつたカントにおける信仰概念の錯綜した変遷を統合的に理解するという成果を生み出した（第三部）。

第四に、本論文では、『宗教論』がカントの実践哲学の帰結であるにとどまらず、続くカントの社会哲学への展開の出発点をなしていることが示された（第四部）。それは『宗教論』第三篇の倫理的共同体と義務としての最高善の促進をめぐる問題であるが、この論点を検討することによって、本論文はカントの現代的意義の一端を示唆するものとなっている。

以上のような優れた内容をもつ本論文にもさまざまに乗り越えられるべき問題が存在する。たとえば、これまでのカント研究における膨大な蓄積を考えると、本論文が提出する論点にはカント解釈としてさらに検討すべきものが散見される、また、本論文では、議論の範囲を厳密に設定することに伴って、キリスト教思想との関連づけにおいて、踏み込み不足が生じることになった。しかし、こうした問題点は論者も十分に自覚していることであり、本論文で示された論者の思索力と研鑽振りからして、今後の研究の進展の中で克服することが十分に期待できるものと思われる。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。平成29年8月8日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当分の間、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。